

「平成 20 年度 被扶養者の資格調査のお知らせ」

共済組合の被扶養者として認定されている方の資格調査（前回は平成 18 年度に実施）を「被扶養者実態調査要領」などの規定に基づき、次のとおり実施しますのでお知らせします。

このことにつきまして、所属所の共済組合事務担当者から提出依頼（別にラベンダー色の申請様式あり）がございましたら、ご協力いただきますようお願いいたします。

1. 調査対象者について

- ① 被扶養者に認定された日が平成 19 年 12 月 31 日以前である方。
- ② 平成 2 年 4 月 1 日以前生まれ（学生を除く）である方。
- ③ 昭和 61 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日生まれであって、本年 4 月 1 日以降、更新及び継続（薄紫色の被扶養者調査票）申請をしていない方。
本年 6 月 1 日以降、「平成 20 年度 所得証明書」等を添付し、継続手続きを済ませている被扶養配偶者等は除きます。

※ ②、③の方で、更新・継続手続きを済ませている方につきましては、添付書類は不要ですが、調査票の被扶養者欄には、名前等の記入をお願いします。

2. 調査票（別添 ラベンダー色）の記入方法等について

- ① 組合員 1 人につき原則 1 枚（認定中の被扶養者が多い場合を除く）。
- ② 組合員について・・・組合員証記号番号、氏名、生年月日の記入。
- ③ 被扶養者について・・・調査対象者を含め、認定中の方全員の氏名、続柄、生年月日、職業、年間所得推計額、現住所、扶養手当の有無及び給与事務担当者印の各欄について記入。
- ④ 本人申告欄及び所属所証明欄へ記入押印願います。

3. 調査票への添付書類について（以下の項目で複数該当の場合はそれぞれについて必要）

- ① **子供を被扶養者としている（員数に限らず）組合員で、かつ組合員の被扶養者に認定されていない配偶者**
 - ・ 平成 20 年度所得証明書（配偶者が当組合の組合員の場合は原則添付不要ですが、同程度の収入額であれば、平成 19 年分の給与源泉徴収票（写）をお願いすることもあります。）
 - ・ 営業所得等のある方は、平成 20 年度所得証明書＋平成 19 年分確定申告書（写）及び収支内訳書（写）

※ 今回、当組合の認定基準に従い、認定外配偶者の収入額が組合員より高い場合、または同じくらい、もしくは 7 割以上である場合、原則組合員の配偶者に異動

をお願いします。

例1) 組合員に3人の被扶養者

組合員収入 500 万円	配偶者収入 400 万円	組合員収入 500 万円	配偶者収入 400 万円
1 人目		1 人目	
2 人目	なし	→	2 人目
3 人目			3 人目

例2) 組合員に2人の被扶養者

組合員収入 500 万円	配偶者収入 400 万円	組合員収入 500 万円	配偶者収入 400 万円
1 人目		1 人目	
2 人目	なし	→	2 人目

※ 認定外配偶者の収入が組合員と同等もしくは7割以上有る場合で、既に被扶養者の割り振りが出来ている組合員の方もおられますが、情報確認のための問い合わせをさせていただく可能性もございますのでご協力をお願いします。

② 老齢年金、遺族年金、恩給、扶助料、その他（個人年金・企業年金）の年金収入のある方

平成20年度所得証明書 + 最新の年金振込通知書（写）
（公的年金等源泉徴収票は不可とします）

※ 最新の年金振込通知書を紛失された方は社会保険事務所等で再交付を受けて下さい。

③ 農業、不動産、営業等の収入のある方

平成20年度所得証明書 + 平成19年分確定申告書（写）及び収支内訳書（写）

④ パート、アルバイト等の収入のある方

平成20年度所得証明書、場合により給与支払証明書（写）

⑤ 父母で一方が認定されている方（認定基準：父母世帯合算360万円未満を確認）

父母それぞれについて、上記②、③、④に該当するもの全て

⑥ 姻族の父母、組合員の兄、姉、甥、姪その他三親等内の親族の方

平成20年度所得証明書 + 住民票謄本（同居を確認できるもの）
（施設等へ入所されている場合は、入所証明書）

⑦ 収入の無い方（専業主婦等）

平成20年度所得証明書または非課税証明書

⑧ 22歳以上60歳未満（配偶者除く）で病気等により就労できない方

平成20年度所得証明書 + ※ 医師の診断書（原本）または障害者手帳（写）
※（就労不能である旨が記載されている内容のもの）

障害年金を受給されている場合は最新の年金振込通知書（写）

⑨ 必要に応じ、上記以外の書類